

指定出資法人の決算概要

1. 指定出資法人の現状

(1) 法人数

法人数は、令和6年7月1日現在で20法人です。

平成13年7月～令和6年7月において、法人の解散、統合や関与見直しを行った法人の指定解除を行うなど、法人のあり方見直しを積極的に行い、59法人（約7割）が減少しています。

（単位：法人）

年度	H13年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
法人数	79	21	20	20	20	20	20
一般社団・財団法人 公益社団・財団法人	50	12	11	11	11	11	11
株式会社	20	5	5	5	5	5	5
特別法法人	6	4	4	4	4	4	4
社会福祉法人	3	0	0	0	0	0	0

注) 各年度7月1日時点の状況。

【参考】指定出資法人の形態（令和6年7月1日現在）

＜公益財団法人・一般財団法人（11法人）＞

（公財）大阪国際平和センター	（一財）大阪府みどり公社
（公財）大阪府国際交流財団	（公財）大阪府漁業振興基金
（公財）大阪府保健医療財団	（公財）大阪府都市整備推進センター
（公財）千里ライフサイエンス振興財団	（公財）大阪府文化財センター
（公財）大阪産業局	（公財）大阪府育英会
（公財）西成労働福祉センター	

＜株式会社（5法人）＞

（株）大阪国際会議場	大阪外環状鉄道（株）
（株）大阪鶴見フラワーセンター	堺泉北埠頭（株）
大阪モノレール（株）	

＜特別法に基づく法人（4法人）＞

大阪信用保証協会	大阪府土地開発公社
大阪府道路公社	大阪府住宅供給公社

（注）指定出資法人の基準

- （1） 府が資本金等の50%以上を出資又は出捐する法人（ただし、自立化法人を除く。）
- （2） 府が資本金等の25%以上50%未満を出資又は出捐し、かつ府の出資割合が最も大きい法人のうち、次に掲げるいずれかの基準に該当するもの
 - ア 府職員又は府退職者が常勤役員（監事、監査役は除く。）に就任する法人（公募により府退職者が常勤役員に就任した場合は除く。）
 - イ 府からの補助金、委託料（非公募による指定管理者の指定、又は競争性のない随意契約による委託料に限る。）、その他の財政的支援による収入が、法人の経常収益又は売上高のおおむね50%以上の法人
 - ウ 資金調達にあたり、府が貸付けを行っている法人
 - エ 財政再建プログラム等、府の行財政計画で示された法人の見直しの方向性が実施に至っておらず、特に指導調整の必要があると認められる法人
- （3） 府の実質的な出資又は出捐（府の出資金等と解散した法人から承継した府出資金等の合計）の割合が50%以上の法人又は25%以上50%未満の法人であり、かつ（2）の基準に該当するもの
- （4） 上記以外の法人で、府が損失補償（グループファイナンスに対する損失補償を除く。）を行っているもの

(2) 府の財政支出の状況

(単位：百万円)

区分	R3年度	R4年度	R5年度	対前年度比	
補助金	1,900	1,828	1,909	81	104.4%
委託料	11,344	9,834	10,508	674	106.9%
貸付金	1,600	1,600	1,600	0	100.0%
その他	6,404	6,163	6,301	138	102.2%
合計	21,248	19,425	20,318	893	104.6%

【府の財政支出の状況】

指定出資法人に対する財政支出については、事業そのものの政策的必要性など徹底した評価を行い、人員の精査をはじめ、事務事業の見直しや組織の簡素化、民間活力の導入などにより、歳出規模の抑制に努めました。

一方、指定出資法人で実施することでより効果的かつ効率的に実施ができる事務事業については、必要な財源措置を行いました。

◎一般財源ベースによる支出の状況

(単位：百万円)

区分	R3年度	R4年度	R5年度	対前年度比増減
補助金	1,475	1,456	1,396	▲60
委託料	734	804	581	▲223
合計	2,209	2,260	1,977	▲283

【令和4年度決算から令和5年度決算における主な増減要因】

<補助金>

- ◆(株)大阪国際会議場
 - ・光熱費高騰対策及びLED化支援に係る補助金による増

<委託料>

- ◆大阪モノレール(株)
 - ・大阪モノレール延伸事業に係る委託料等の増

- ◆大阪府住宅供給公社
 - ・府営住宅に係る計画修繕業務委託料の減

<その他>

- ◆大阪府土地開発公社
 - ・用地に係る再取得費及び用地取得に伴う補償に係る再取得費の減

- ◆大阪信用保証協会
 - ・信用保証協会による代位弁済件数の増加に伴う損失補償金の増